

名古屋港管理組合公報

平成19年10月15日
(月曜日)
第404号

四 次

規則

○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則	1
○名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則	1
備　示	
○名古屋港港湾料率表の公表	1
H　體	
○公報号外第218号	1

規則

○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年十月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十一号

○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則
(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「四千七十円」を「四千百円」に改める。

第二十一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

(公務災害等見舞金支給規則の一部改正)

第二条 公務災害等見舞金支給規則(平成十五年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第三十八条第一項第十一号」を「第三十八条第一項第十二号」に、「同項第十三号」を「同項第十一号」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項第十一号」を「第三十八条第一項第十一号」に、「同項第十四号」を「同項第十二号」に改める。

別表中「(第五条関係)」を「(第六条関係)」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第11条関係)」に改める。

附 則

1 (施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の公務災害等見舞金支給規則第七条の規定は、平成十九年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 (経過措置)

第一条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第八条の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償(休業補償にあっては、当該療養の開始後一年六月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。)の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年十月十五日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十三号

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合公有財産管理規則(昭和五十四年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「使用許可」を「使用許可等」に、「第二十条」を「第二十一条の二」に改める。

「第二節 行政財産の使用許可」を「第一節 行政財産の使用許可等」に改める。

第二章第二節中第二十条の次に次の二条を加える。

(行政財産の貸付け)

第二十条の二 部長は、その所管する行政財産の貸付けをしようとするときは、次節の規定を準用する。

第二十三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十条の二中「次節」とあるのは、「次節(第二十一条を除く。)」と読み替える。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

名古屋港管理組合告示第34号

名古屋港港湾料率表(平成19年度版)を作成したので、港湾法(昭和25年法律第218号)第12条第1項第13号の規定に基づき、下記の方法により公表する。

平成19年10月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

記

1 名古屋港情報センターでの縦覧に供することによる公表

2 名古屋港のホームページへの掲載による公表

(<http://www.port-of-nagoya.jp/>)

H體

平成19年9月28日公報号外第218号2ページ公告2(1)イの表

中一般会計の項は

455	1,874,421	861,837
-----	-----------	---------

639,774 3,376,032 7,420 の、合計の項は

567	2,320,426	1,063,735	793,227
-----	-----------	-----------	---------

4,177,388 7,368 の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合